

厚 生 委 員 会

平成23年12月14日(水)

厚生委員会

日 時 平成23年12月14日（水）午前10時00分開会—午後2時00分閉会

場 所 役場3階 第2委員会室

出席委員 反保委員長、豊国副委員長、奥野、小川、中原、道工、辻下
出口副議長

欠席委員 なし

傍聴議員 竹内、鍛冶、竹原、田島

出席理事者 田代町長、中口副町長、笠間教育長、白井総務企画部長兼財政改革部長、
芦田しあわせ創造部長、岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長、
廣田しあわせ創造部高齢福祉課長、
串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長、
波戸元しあわせ創造部住民生活課長、
岸本しあわせ創造部保険年金課長、
中野弘美しあわせ創造部深日保育所長、
福井しあわせ創造部子育て支援課長代理、
松井しあわせ創造部保険年金課主幹、
岩田しあわせ創造部地域福祉課主幹兼係長、
中村総務部企画理事、四至本財政改革部副理事兼行革推進課長、

案 件

(1) 付託案件について

(午前10時00分 開会)

反保委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は7名、全員出席です。

理事者につきましては、全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立しました。

これより厚生委員会を開きます。

なお、理事者から報告事項がありますので、委員会終了後、引き続き協議会を開催します。よろしくお願いいたします。

初めにお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました。傍聴許可申し出に対して許可したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 傍聴を許可します。

12月7日の本会議におきまして本委員会に付託を受けました議案8件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、必ずマイクのスイッチを入れてから発言をお願いします。

また、質疑についての理事者の答弁は、所属部署と氏名を言ってからお願いします。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託された案件について議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）のうち、厚生委員会に付託されました案件についてご説明させていただきます。

委員会資料の1ページをご参照ください。

まず、歳入です。14、国庫支出金、1、国庫負担金、社会福祉費負担金としまして1,006万4,000円の増額補正を計上いたしております。これは、障害者自立支援給付費の国庫負担金で、障害者自立支援制度の改正に伴って創設されました新規サービス費や増加が見込まれます障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は2分の1です。

次に、15、府支出金、1、府負担金、社会福祉費負担金としまして503万2,00

0円の増額補正を計上いたしております。障害者自立支援給付費の府負担金で増加が見込まれます障害福祉サービス費に充当いたします。補助率は4分の1です。

内容につきましては、歳出でご説明させていただきます。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 続きまして、2、府補助金、社会福祉費補助金としまして47万7,000円の補正を行うものです。

内容としまして、ひとり親家庭医療費助成事業補助金です。当初見込んでおりました医療費より106万7,000円と、審査手数料につきまして7万8,000円が伸びる見込みでございます。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 続きまして、老人福祉費補助金といたしまして、介護基盤緊急整備等臨時特例基金特別対策事業補助金として791万9,000円の増額補正をするものです。

この補助金は大阪府が設置します基金を活用して、住民組織等との協働により、日常的な支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを目的として事業を実施するもので、後ほど歳出に出てまいります地域活動推進事業、災害時地域支え合い人材育成事業の2事業に充当いたします。補助率は10分の10です。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 続きまして、児童福祉費補助金405万7,000円の補正を行うものです。内容としまして、子育て支援対策臨時特例交付金、安心こども基金でございます。

内訳としまして、新型インフルエンザ対策事業としまして132万7,000円と子ども手当システム改修事業としまして273万円でございます。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 3、委託金、社会福祉費委託金としまして8万7,000円の増額補正を行うものでございます。

内容につきましては、5年に1回実施されます全国在宅障害児（者）の実態調査、生活のしづらさに関する調査に充当するもので、国からの間接受託金として歳入するものです。

以上、当委員会付託分として、合計2,763万6,000円の増額補正を行うものです。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、次ページの歳出のほうを説明させていただきます。

3、民生費、1、社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金、職員給与費等として259万7,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、国民健康保険特別会計における人事異動等に伴う人件費の調整

を行うものでございます。

申山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 3、民生費、1、社会福祉費、障害福祉サービス費としまして2,013万1,000円の増額補正を計上いたしております。

今回の補正の理由としましては、大きく分けまして2点理由がございます。まず、障害福祉サービス費が増加する1点目の理由といたしまして、障がい者の地域での自立した生活支援の充実を図ることを目的として実施されました障害者自立支援制度の改正に伴うもので、本年10月から新たに同行援護事業と家賃補助の二つのサービスが創設されたことです。

同行援護事業につきましては、従来、地域生活支援事業で実施してまいりました移動支援のうち視覚障がい者対象の部分が見直され、同行援護として本体給付のサービスに位置づけられたものです。状況に応じて身体介護を伴う支援と伴わない支援がありまして、現在、利用者は2名となっております。

追加事業、二つ目の家賃補助につきましては、障がい者の地域移行、地域定着支援を充実するため、グループホームやケアホームに居住する非課税世帯の障がい者に対して月1万円を上限として助成するものです。現在、21名の方が助成対象となっております。

理由の2点目といたしましては、障害者自立支援法に基づく施設サービスについては順次新体系サービスに移行することとなっております。

今年度が経過措置の最終年度で、新体系サービス移行や利用者数の増加によりまして障がい福祉サービス費のうち不足が見込まれます就労継続支援B型、居宅介護給付費、生活介護給付費についてそれぞれ増額補正を行うものです。

次に、社会福祉費としまして1万2,000円の増額補正を計上いたしております。内容といたしましては、歳入でご説明させていただきました在宅障害児(者)実態調査の必要経費として計上するものです。

この調査は、制度の谷間を生まない新たな福祉法の検討基礎資料とすることを目的として、全国4,500の地域で一斉に行われるもので、本町の調査対象者は淡輪地域の67世帯のうち、障害者手帳所持者及び手帳を所持していない生活のしづらさのある方が対象となります。

経費の内訳といたしまして、聴覚障がい者対象の手話通訳派遣時謝礼6,000円、説明会等にかかる旅費4,000円、事務費として消耗品費2,000円をそれぞれ計上するものです。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 次に、介護保険特別会計繰出金として57万8,000円を減額補正するものです。

内容といたしましては、介護保険特別会計保険事業勘定で支弁しております職員の人事異動等に伴い調整を行うものです。

続いて、地域活動推進事業として、老人憩いの家等修繕料350万円、機械器具費50万円の増額補正をするものです。この事業は、地域住民が高齢者や障がい者を支援するための拠点として活用している老人憩いの家等の公共施設の改修等を行い、機能の充実を図ることで事業の拡充や参加者の拡大に貢献することを目的として実施します。一拠点当たり100万円を上限として、4カ所以上で整備を行いたいと考えています。

次に、災害時地域支え合い人材育成事業として、通信運搬費2万7,000円、災害時地域支え合い人材育成事業委託料296万5,000円、パソコン、ファクシミリなどの機械器具費92万7,000円の増額補正をするものです。

この事業は、東北での大震災後の取り組みを参考に、震災などの大災害発生時の初動期に社会福祉士、介護支援専門員、看護師などの専門職が連携することで何ができるかを検討するための事業として企画し、実施するものです。

地域包括支援センターが中心となって、町内に事務所を置く民間の介護保険事業所の専門職や、医療従事者を初めとして関係機関の専門職に参画いただき、要介護者の方々、障がい者の方々などに対してどのような取り組みができるのかを考え、実践に向けた活動につなげていきたいと考えています。

実践に向けた取り組みでは、テーマに関心の高い住民の方々にもご参加いただき、災害発生時の初動期の動き方について、事例集の形でまとめていきたいと考えています。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 続きまして、4、老人医療費助成費、後期高齢者医療広域連合事業費として1,068万1,000円の増額補正でございます。

内容につきましては、後期高齢者医療広域連合会に対して、前年度の医療費の確定により追加負担金が必要になったことによる補正でございます。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 続きまして、6、ひとり親医療助成費としまして114万5,000円の補正を行うものです。

内訳としまして、審査支払手数料として7万8,000円、ひとり親医療費で106万7,000円が伸びるものでございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

2、児童福祉施設費、安心こども基金特別対策事業費としまして132万7,000円でございます。

内容といたしまして、機械器具費、除菌機能つき冷暖房設備を淡輪保育所及び深日保育所に各1機ずつ設置するものでございます。これによりまして、淡輪及び深日保育所の保育室につきましては除菌機能付冷暖房設備については完了いたします。

続きまして、3、児童措置費、安心こども基金特別対策事業としまして273万円でございます。内容としまして、子ども手当システムの修正委託料でございます。平成23年度法改正対応のための修正でございます。

続きまして、4、児童遊園整備費、児童遊園管理費としまして5万6,000円でございます。

内容としまして、望海坂第1児童遊園のフェンスの修復に1万6,000円とみさき公園14区の児童遊園の雑木伐採等に4万円でございます。

以上、当委員会付託分としまして、計4,082万6,000円の補正を計上しております。

反保委員長 ただいま説明ございましたけど、質疑ございませんか。

奥野委員 委員会資料2ページの災害時地域支え合い人材育成事業、この点で1点お聞きします。

先ほど、課長のほうから詳細をいろいろ説明いただきましたけれども、今回の東北の災害に向けての大変ありがたい事業、府からの支出金でありがたいと思うわけですが、これは今年度で事業委託という形になっていますけれども、その辺の計画を今年度内に作成して、来年度当たりから実施に向けて動き出すというような考えでよろしいでしょうか。その辺、お聞きします。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 ご質問いただいた内容についてなんですけれども、今年度は人材育成事業として経験のあるコンサル等に事業を委託いたしまして、専門職によるワークショップで実際のシミュレーションも行っていきたいと思っております。

地域で災害時に要援護が必要な方々というのはさまざまに、10人いらっしゃったら10人支援の方法が異なるというふうに考えております。しかも、その要支援を必要とする方々を取り巻く人材ですね、社会資源についてもさまざまだと考えておりまして、一つのモデルで対応できるものではないと考えておりまして、今回の事業費を活用いたしまして初動期にそれぞれの専門職が何を考えてまず動くべきなのかという動機づけと、意識づけを中心として取り組み、幾つかのパターン事例集をつくりまして次年度以降は地域で取り

組みたいというところで広げていきたいと考えています。

たとえば、自主防災組織等で取り組まれる避難訓練時とかと一緒に活用していければというふうに考えております。

奥野委員 まだこれからいろいろと練っていかれるような段階だと思いますので、細かいところまでの作業というのはこれから大変だと思うんですけども、危機管理課あたりとは当然連携をしていただかないといけないことかと思っておりますけれども、少し時間がかかるように思いますので、できるだけ早くお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員 委員会資料の2ページの在宅障がい者（児）の実態調査にかかる社会福祉費の説明についてお尋ねします。

対象について、先ほど淡輪67世帯のうち手帳をお持ちの方だとか、説明を受けたんですが、実際の世帯数が67世帯ということであるのか、その67世帯のうちの云々という説明がありましたので、実際には67世帯ではないのか、詳細をお聞きしておきたいということと。

それにかかわってもう1点、淡輪の地域のことのみおっしゃいましたが、ほかの地域については調査を行わないのかどうか、そのあたりを確認しておきたいというのが1点です。

それから、委員会資料3ページの児童福祉費の機械器具費のことですけれども、2機、淡輪と深日、それぞれ1機ずつエアコンをふやして設置できるということで、これは担当者非常に努力されたところかなというように思っています。

それで、確認なんですが、先ほど保育室へのエアコンの設置はこれで完了するというような説明がありましたけれども、その保育室とおっしゃっているのは現在使われていない保育所も一部あったように記憶しているんですけど、そこも含めてでしょうか。その点を確認しておきたいと思っております。

それから3点目で、同じく資料の3ページなんですが、児童遊園のことで、望海坂の第1児童遊園についてフェンスの修復という説明があったところであります。

これ、実態、どのようになっているのかということと、どういったことで修繕が必要になっているのか確認したいと思います。

この望海坂の第1児童遊園について、そのほかの点でもちょっと手当が必要な部分があるように地域の方からお聞きしているんですが、ほかのフェンス以外の部分で修繕というか、そういうことが必要になっているというようなことは行政としてお耳に入っていない

かなということを確認しておきたいと思います。

反保委員長 以上4点、答弁をお願いします。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 まず1点目の、生活のしづらさに関する調査についてのご質問にお答えいたしたいと思います。

この淡輪地域につきましては、平成17年の国勢調査の対象地区の中から国が無作為抽出で抽出された地域となっております、淡輪16区の一部地域67世帯が対象となっております。

12月1日を基準日といたしまして、調査票の配付を行っております。その時点で4件の世帯の方が拒否をされておりますので、63世帯に調査票を配付しているところです。

その中で、障害者手帳をお持ちの方、あるいは生活のしづらさがあると言われる方、この基準は自己判断となっております、対象となると思われる方がそれぞれ生活のしづらさ状況、障がいの状態、福祉サービス等の利用状況等アンケート調査にお答えをいただきまして、直接、国へ提出をしていただくという内容となっております。

地区につきましては、国が無作為抽出をされたということですので、岬町としましては、この1地区が対象となっているというものです。

反保委員長 続いて答弁をお願いします。エアコン設置。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 エアコンの設置の件につきまして、これに今言われましたように、この安心こども基金特別枠としまして、保育室に対しての補助でございます。これによりまして、空き室につきましても二つとも完備するものでございます。

続きまして、望海坂の第1公園のフェンスの件でございますが、第1公園の上がり口のところに子どもが上らないようにフェンスがあったんですけど、そのフェンスが破れております。今回、これを修理するものでございます。

また、望海坂第1公園以外の修理の要望というのは、今現在、区長要望等では聞いておりません。

中原委員 1点目の調査についてももう少し確認をさせていただきますが、今お聞きしたところできくと、配付という、郵送ということになるのかなと思うんですけど、そういう形でアンケートというべきかわからないんですけど、ご回答くださいというように依頼をしたところが63世帯あるというように受けとめたらいいのかということ再度確認したいと思います。

それから、回答が郵送で返ってくるということであれば、この手話奉仕員はどこでご活

躍いただくのかお聞きしておきたいと思います。

それから、機械器具費については、大変な努力をされたところかと思いますが、保育所についても空き教室も含めてすべて冷暖房が完備されたということで、大変保護者の皆さんも喜ばれると思いますし、努力を評価したいと思います。

それから望海坂の児童遊園のことなんですが、第1児童遊園と書いてあったので、私は別の件でちょっと耳にしていた問題があったので、その修繕かなというように思ってたんですね。

実は、第1児童遊園は1カ所、雨が降ったときなんか土がえぐれるというか、砂が流れ出すようになっていて、凹凸が激しくなっているところがあるんですね。そこに砂を入れるとか、あと、流れ出さないように手当をするというお金かなというように思っていたので、そうではないところでも修理が必要なところが今あることを確認させていただきましたので、今申し上げたことも含めて、また自治区の皆さんともご相談いただいて、必要な修繕は随時行っていただきたいと、この点は要望しておきたいと思います。

また、望海坂の第1児童遊園につきましては、区長さん等にも実態を少し問い合わせただければ、また直接現場にも行ってご確認いただければいいかなと思います。

では、1点目の調査についてのみ、もう少し詳細を確認させてください。

串山しあわせ創造部地域福祉課長兼保健センター所長 生活のしづらさに関する調査の方法ですが、地域福祉課の担当職員、調査員が調査区内の世帯を訪問いたしまして、調査の趣旨等を説明した上で調査票の配付を行っております。

同時に、そのときに手話通訳等の必要な方がいらっしゃるかどうか、または調査票の記入の手助けが必要かどうかということを確認させていただいております。

日中にお留守のお宅が多い場合には、夕方等にも何度も訪問いたしまして、確認をして一件ずつにお渡しをしているという状況です。

ただ、回答方法につきましては、自計郵送方式ということで調査対象者の方で、ご自身が回答できると言われた場合には、回答をいただき、郵送法で返送をしていただくということになっております。

調査の集計につきましては、厚生労働省の社会援護課で集計を行い、結果につきましてはホームページ等で公表をされるというふうに分かっているところです。

手話通訳奉仕員の方につきましては、今のところお申し出の方がいらっしゃらないという状況となっております。

中原委員 結局、対象となるのは63世帯でいいんですね。うんとおっしゃってるので、わかりました。

この調査の方法については、国が一定の方針を持って行っているということなので、ほかの地域の方に調査をしなくていいのかなとか、いろんな不十分な点を感じるころではあるんですけども、例え一部の方であっても貴重なご意見ですから暮らしにくさ等を調査、ご苦労されているとことと思いますけれども、引き続いて努力をいただいて、今後の充実した施策に生かしていただきたいとご要望申し上げておきたいと思います。

反保委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第78号「平成23年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第78号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第79号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

岸本しあわせ創造部保険年金課長 平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきまして説明させていただきます。

資料の4ページをごらんください。

まず歳入でございますが、歳出の一般被保険者にかかる医療費が当初見込みに比べて増加することが予想されることから、保険料及び国、府の定率の負担割合を財源とするものでございます。

詳細につきましては、1、国民健康保険料、1、国民健康保険料、一般被保険者国民健

康保険料として3,539万9,000円の増額補正でございます。

次に、4、国庫支出金、1、国庫負担金、療養給付費等負担金現年度分として、1,871万1,000円の増額補正でございます。

次に、2、国庫補助金、財政調整交付金として550万3,000円の増額補正でございます。

次に、7、府支出金、2、府補助金、財政調整交付金として330万1,000円の増額補正でございます。

次に、10、繰入金、1、他会計繰入金、一般会計繰入金259万7,000円の減額補正でございます。内容につきましては、人事異動等に伴う人件費の調整でございます。

続きまして、次ページの歳出予算についてご説明いたします。

1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費として259万7,000円の減額補正でございます。内容につきましては、人事異動に伴う調整でございます。

詳細につきましては、給料83万1,000円、職員手当等129万3,000円、共済費47万3,000円の減額となっております。

次に、2、保険給付費、1、療養諸費、一般被保険者療養給付費として2,322万7,000円の増額補正でございます。内容については、一般被保険者の医療費が当初見込みにより増加することが見込まれることによる補正でございます。

次に、2、高額療養費、一般被保険者高額療養費として3,180万6,000円の増額補正でございます。内容については、先ほどと同じく、一般被保険者の高額療養費が当初見込みより増加することが見込まれることによる補正でございます。

次に、11、諸支出金、1、償還金、還付加算金償還金として788万1,000円の増額補正でございます。内容につきましては、前年度の一般被保険者の療養給付費の精算確定に伴う国庫返還金でございます。

以上、当委員会付託分といたしまして合計6,031万7,000円の増額補正でございます。

反保委員長 ただいまの説明から質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第79号「平成23年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第79号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第81号「平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

廣田しあわせ創造部高齢福祉課長 平成23年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2次)の件につきまして、説明させていただきます。

今回の補正予算は人事異動等に伴う人件費の調整を行うもので、歳入歳出それぞれの予算から175万7,000円を減額するものです。

資料の6ページ、7ページをごらんください。

まず、歳入についてですが、歳出予算で計上しております職員給与費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて減額補正するものです。

初めに、1、保険料、1、介護保険料、現年度分特別徴収保険料25万7,000円、現年度分普通徴収保険料2万9,000円の減額補正です。

次に、2、分担金及び負担金、2、負担金、認定審査会共同設置負担金3万8,000円の減額補正です。

次に、4、国庫支出金、2、国庫補助金、地域支援事業交付金57万円の減額補正です。

次に、6、府支出金、2、府補助金、地域支援事業交付金28万5,000円の減額補正です。

次に、10、繰入金、1、一般会計繰入金、地域支援事業繰入金28万5,000円、職員給与費等繰入金27万4,000円、事業費繰入金1万9,000円をそれぞれ減額補正するものです。

続いて、歳出です。

資料の8ページをごらんください。

1、総務費、1、総務管理費、一般管理費人件費27万4,000円の減額補正です。

次に、3、介護認定審査会費、介護認定審査会費人件費9万円の減額、介護認定審査会費人件費、一般職任期付職員3万3,000円の増額補正です。

次に、4、地域支援事業費、2、包括的支援事業・任意事業費、介護予防ケアマネジメント事業人件費136万5,000円の減額補正です。

次に、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業人件費6万1,000円の減額補正です。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出予算ともに175万7,000円の減額補正です。

反保委員長 ただいまの説明から質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第81号「平成23年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2次）の件」について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第81号は、本委員会において可決されました。

続いて、議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

中原委員 本件については、大阪府からの権限移譲ということで理解をしたらいいのかどうか、確認したいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今、中原委員おっしゃったとおり、大阪府地方分権推進制度

に基づいて大阪府から幾つかの権限が各市町村に移譲を受ける事務の中で、現在、大阪府屋外広告物条例による事務について平成24年1月1日から岬町のほうに事務移譲を受けるものでございます。

中原委員 これまで大阪府が行っていた手続を岬町で行うということかと思えますけれど、金額等は別に変わりがないのかということが1点と、それから、この権限移譲、実際には手続を岬町の職員の方で担うということになりますから、このことによってお仕事に支障を来さないかということを確認しておきたいと思えます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今般の条例改正にあります別表の手数料の金額につきましては、現在、大阪府屋外広告物条例の中に記載されている金額について、そのまま岬町の手数料条例に入れたものでございまして、金額については変わりございません。

それから、手続が来年1月1日から本町のほうにおりてきまして、住民生活課のほうで担当をするんですけれども、事務量等につきましては、件数等についてまだ不透明なところもございまして。今後の動向を見させていただいて、また人事のほうと検討させていただきたいと思えます。

反保委員長 ほかにございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございせんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第89号「岬町手数料条例の一部を改正する件」のうち、本委員会に付託されました案件について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第89号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第90号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

奥野委員 参考にお聞きしたいんですけども、本年度再開されて現在の子どもの扱っておられる数と、来年度、多奈川小学校内に移されてからの予定の人数をお教えてください。

岡本しあわせ創造部子育て支援課長 平成23年度、今年度につきまして4月現在でいきましたら25名の方が申し込みをされております。現在では27名。

平成24年度の4月1日の今現在の申込件数でいきましたら26名。去年と比較しまして1名増でございます。

反保委員長 ほかにございませんか。

中原委員 何点かお聞きしたいと思いますが、せんだっては多奈川保育所、まだ備品は入っていないという状況ではありましたが、一定、仕上がったところまで見学をさせていただきまして、ありがとうございました。

まず第1点なんですが、送り迎えのときの駐車スペースはどのように確保されているのかということと、それから関係者との協議がどのように進んでいるのか。この関係者との協議については、さまざまなチームをつくって協議を進めておられるようですけれども、特にその中でも調整会議というように呼んでおられるチームについて少しお尋ねしておきたいと思います。

この調整会議はこれまでに何回程度実施されたのか、また、その中で出された懸案事項等があったらお示しいただきたいということとあわせて、その懸案事項の解決策等ありましたらお聞きしておきたいと思います。

この調整会議について私がお尋ねするのは、地域の関係者並びに保護者会の代表者もこの会議には参加されているようですので、当事者の参加もされている会議の中でどういった話し合いや協議がなされているのか、合意が得られているのか確認したいという趣旨であります。

それから、現実に運営していくことを考えた上で少し不安な点がありますので、その点についてもお聞きをしておきたいと思います。

保育所と小学校が同じ敷地内に併設されているということでさまざまな不安な点が思い浮かぶんですけども、小学校の側から見た場合、保育所に通っている子どもたちとの関係で、学習に支障が生じないのかという点を1点確認したいと思います。

それから、保育所の側から見た場合に、お昼寝の時間にちょうど小学校でいいますとお

昼の休憩の時間に重なってきたりしますので、そのあたりでお昼寝の時間が確保されるのか、そのあたり現実的に運営上問題がないのかお聞きしておきたいと思います。

それからもう1点ですが、小学校と保育所の閉まる時間に違いがあるわけなんです、保育所のほうが遅く閉まることになるかなと思うんですが、そのあたりの管理上はどのように運営をされるのかお聞かせいただいております。

反保委員長 8点ほどありますけれど、答弁お願いします。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 まず、多奈川保育所の送迎につきましては、東門のところを利用して、保護者が送迎すると保育の中でなっております。それと駐車スペースとしまして、今現在、テニスコートの横の空き地を考えております。そこにおいて駐車場ということで、保護者の懇談会等につきましては、そこを利用させていただくということでございます。

続きまして、調整会議は何回したのかということでございます。この調整会議の中には、先ほど委員も言われたように、一番メインになります調整会議であり、中には多奈川小学校の地域育成協議会であり、小学校のPTA。保護者会、学校、教育関係、それからこの保育所関係、保育所の所長等が入っております、今現在におきましての回数としまして、まず下部組織であります作業部会につきましては計8回行っております、その上部組織であります分に関しては、今現在では3回実施しております。

その内容で問題点等は、子どもたちの具体的な行動、1日のパターン、また1週間のパターン、1カ月のパターン、1年間のパターンとかいろんなことがございます。1年間についてはサマーフェスタとかあります。また、運動会はどのようにするのかということについて協議をし、そのために学校の先生方、作業部会の先生方が保育所の先生と交えて、私ども入りまして作業部会を今まで8回して、それについて調整を行っております。

続きまして、小学校の学習及び保育所の睡眠時間との関係ということで言われましたが、小学校との、先ほど言いました、すり合わせの具体的な例としましてすり合わせを全部行いまして、学習不安がないように子どもたち、あくまでも保育所、小学校の併設ということに関しまして、あくまで多奈川小学校と保育所を連携し、協力しながら一体となって子どもたちを見守り、異年齢の子どもたち同士の交流を図ることがありまして、調和及びその発達を促進して、より豊かな人間に育ってくるということで多奈川小学校に移しておりますので、その分に関しましては協議を行っており、学習についても問題はないということでございます。

お昼寝につきましても、これも協議を行っております。

最終的に、今後まだ予測ができない部分がございますが、その分につきましては年間スケジュールの中にもございますけども、小学校と保育所との連携ということで、学校で毎週プロジェクトチーム、多奈川小学校内で先生と主任、所長、保育士等が参加して、毎週金曜日にそのようなプロジェクトチームをつくって、思いもよらないことについて、連絡調整等を行いながら、この分に関しまして協調していくということでございます。

反保委員長 岡本課長、中原委員はただいまこの条例を一部改正する条例の件につきまして、住所変更の協議でありますので、中原委員の質問は総務委員会の範囲になっているように思われますので。

中原委員 おっしゃることはわからないでもありません。

ただ、私としましては、住所変更に伴うさまざまな住民の皆さんの関心、不安ということについて、やはり議論する、審議をするという場がここであろうというように考えますので、ただいまの質問を。

反保委員長 あくまでこれは住所変更の条例の協議ですんで、中原委員の言われている質問は総務委員会で十分に議論される範囲と思うんですけど。

中原委員 そうでしょうか……。総務委員会にはこれにかかわる案件出てましたでしょうかね。

反保委員長 いかかなものでしょう。

中原委員 私は、これは議会運営上の問題になってくるかなと思うんですね。厳密に考えるとすれば、委員長のおっしゃることもそうだと思うんです。

教育にもかかわる分野ということになりますので、教育は総務文教委員会に属するということになりますので、おっしゃることも理解できないではないんですけども、ただ、保育所のことについては厚生委員会でやはり責任を持って審議していくという立場にあると考えておりますし、今回の議会ではこれにかかわって総務文教委員会で審議をするという機会は与えられておりませんので、この場で改めて聞かせていただいたというのが私の考えなんです。

反保委員長 保育所条例の一部を改正する、結局、住所変更という、単なる住所変更ということの。だから、この中身については、やはり総務委員会がありますので、そちらで協議していただくのが範囲と思うんです。

岡本しあわせ創造部理事兼子育て支援課長 何点かのことに関しまして、いずれにいたしましても、学校と保育所との連携が大事であるというのが基本的でございまして、先ほど言いました

ようにプロジェクトチームを毎週金曜日の1時からやりたいということで協議を行っておりますので、以上でございます。

中原委員 運営については私の考えとしてはもう少し緩やかにというか、やはり徹底的に審議をするということを考えた場合に、私なんかは必要に応じてほかの委員会の所管であっても関連するものであれば答弁者をそこへ呼ぶということも含めて審議するべきだと考えるものでありますけれども、この場合は委員長のご意向に従いまして。

また、この問題については、実は先ほどのご回答で、私は個人的にちょっと納得いかない点が残念ながらありますので、その点についてはまた別の機会にお尋ねするということで解決を図っていきたいと思いますし、今、学校と保育所の連携が大切だということで丁寧な運用をしていただけるであろうお声もいただいたところでもありますので、その方向で丁寧に協議をしていただいて当事者の合意をしっかりと図っていただきたいと要望するにとどめておきたいと思います。

反保委員長 中原委員、そういうことでよろしくお願いします。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第90号「岬町立保育所条例の一部を改正する件」を、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第90号は、本委員会において可決されました。

議案第91号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第91号「岬町ひとり親家庭の医療費の支給に関する条例の一部を改正する件」を、
原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第91号は、本委員会におきまして可決されました。

議案第92号「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件については本会議で説明を行っておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第92号「岬町障害者施策推進協議会条例の一部を改正する件」を、原案のとおり
可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、議案第92号は、本委員会において可決されました。

議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」を議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 本会議におきまして、資料の提出ということがございましたので、本日、お手元にお配りをさせていただいております。右肩に平成23年12月14日厚生委員会資料と書いたものでございます。

ごみ排出量等の推移、それから府下市町村の家庭系可燃ごみ有料化の状況という二枚物でございます。

上段のこの資料につきましては、一般質問の中で答弁をさせていただいた数値の確認ということもございましたけれども、再度簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、一番上、年度別ごみの排出量の推移につきましては、家庭ごみを可燃ごみ、粗大不燃ごみ、資源ごみに割ったもの、それと事業系ごみにつきまして平成23年度の見込みを入れたものでございまして、家庭系ごみにつきましては前年度から若干ふえる見込みでおります。

それから、人口の推移については、前年度、平成22年度が1万7,867人で、年々減少しております、前年の減少幅をそのまま使用して、平成23年度見込み1万7,515人というものを出したものでございます。

それから、環境省が第2次循環型社会形成推進基本計画において定める廃棄物減量化にかかる取組指標につきまして三つございます、その推移を各表にしてございます。

1番目が家庭系ごみの1人1日当たりごみ排出量、前年度がマイナス25.3%、今年度の見込みが22.9%。これにつきましては、平成12年度の排出量を基準として平成27年度までに排出量を約10%削減するという目標をクリアをしていると、その推移でございます。

二つ目が、同じ家庭系ごみ1人1日当たりのごみの排出量ですが、粗大不燃ごみを含んで資源ごみを除いた家庭系ごみの1人1日当たりの排出量でございます。平成12年度の排出量を基準として平成27年度までに排出量を約20%削減するという指標がございまして、これにつきましては、平成12年度から平成22年度までずっと減少しております、平成23年度見込みにつきましては22.8%の減少見込みでございまして、目標の20%削減をクリアをしているというものでございます。

それから、事業系ごみの排出量につきましては、平成12年度の排出量を基準として平成27年度までに20%削減という、これにつきましては目標を達成しておりませんが、引き続き事業系のごみの削減に啓発等をしていきたいと考えております。

それから、下のごみ処理経費の推移につきましては、平成13年度から平成22年度までのごみの処分、ごみ関係にかかる費用を職員の人件費、焼却処分費、最終処分費、それと収集運搬費の、この4項目に分けてそれぞれ計上をしているものでございます。

平成22年度につきましては、決算額で合計3億3,977万1,000円という数字でございます。

それから、2枚目の府下市町村の家庭系可燃ごみの有料化の状況ですけれども、大阪府下43団体でございます。そのうち、有料化を実施している団体が19団体、率にして44%という状況でございます。

有料化のところにバツが入っているのがまだ現在有料化になっていない、丸が有料化を実施している団体でございます。

それから、概要については有料化の状況で、指定袋制では指定袋の大きさによる金額を記載しております。

資料につきましては、以上でございます。

反保委員長 ただいま説明ございました。質疑ございませんか。

中原委員 資料のご提供ありがとうございます。今、資料についてご説明いただきましたが、確認をさせていただきたいと思います。

さきに説明した資料のほうについて質問させていただきたいと思いますが、環境省が定めている目標数値についてお尋ねしたいと思います。

1、2、3と三つの目標を掲げられているわけですが、一つ目、二つ目はクリアしているということですが、この三つ目がクリアされていない状況がずっと続いておりまして、この課題に対してどのように岬町としては取り組まれるお考えかというのが1点目の質問であります。

それから、同じ資料のその下の、ごみ処理経費の推移の中で1点お聞きしたいんですが、最終処分費について、ほかの経費については増減が余り見られないか減少傾向にあるということが認められるんですが、最終処分費については増加してきている……してきてというべきかわかりませんが、やや増加しているというように見受けられます。この要因について分析をどのようになさっているのか確認したいというのが2点目です。

それから、もう1枚目の資料の確認ですが、府下43の市町村の家庭系可燃ごみ有料化の実態についてお示しいただいております。

この中で、吹田市と八尾市について確認をしておきたいんですが、両方ともバツ印がついているということで、有料化はされていないというように理解したらいいのかと思うんですが、概要の説明のところに、吹田市においては1世帯年間80枚無料で配布して、超える場合は各世帯で購入と書いてありまして、八尾市については、指定袋で出されたもののみ収集というように書いてあります。

これについては、例えば吹田市でいきますと、超える場合は各世帯で購入となっているんですが、これは有料化ということに当たらないのかどうか、ちょっとほかの市町村のことなのでわかれば結構ですけれども、この概要を見ておきますと、有料化なのかなと思うような表記がありましたので、そのあたりについて確認したいと思います。

八尾市についても指定袋で出されたもののみというように書かれておりますので、指定袋が有料になっていて、それを買うのかなと思ったら、無料と書いてあるので、これは八尾市においても必要枚数等を無料で配布しているというように理解すればいいのか、この表の見方について理解の仕方について正確を期しておきたいと思っておりますので、確認をしておきたいというのが3点目であります。

それから、家庭ごみの有料化のやり方については、各市町村においてばらつきがありまして、排出したそのもの、どう言ったらいいんでしょうね……もう完全従量制というやつですかね。で、やっているのは、泉南地域というか、泉州地域といいますか、泉大津以南は完全従量制、少しでも出したら、もうそれにお金がかかるという形かと思えますけれども、ほかの地域については一定量を無料で各世帯に配布しているというところがかなり多くて、この表で数を確認させていただいて、有料化していて、かつ完全従量制という形は11の市町村かと思うんですが、そういう理解で間違っていないかどうかというのが4点目。

あと1点だけあるので、まとめて申しわけありませんがお聞きしておきたいと思います。

粗大ごみと不燃ごみについて有料化をされているわけですが、その後の燃え殻についてちょっと確認をしておきたいと思います。

燃え殻の検査を行っておられると思えますけれども、その燃え殻の中に粗大ごみや不燃ごみと思われるようなものの混入が増加しているというようなことが見られないのかどう

かを確認したいと思います。

ちょっと私、燃え殻検査がどのように行われるのか詳細について把握しておりませんが、燃え殻検査で確認できるものかどうかわかりませんが、粗大不燃ごみが有料化されたことに伴ってたくさんの方々から家庭用の可燃ごみの中に小さいものだったら粗大ごみや不燃ごみの仲間に入るようなごみを、例えば新聞なんかでくるんでまぜてしまう家庭があるんじゃないかと、私の耳に入ってくるのはそういう懸念する声でありまして、そういうようにしているということではないんですが、そういうことを心配するんだけど、そういうことによって焼却炉が傷むんじゃないのかなとか、いろんな不安、心配しておられる住民の方からの声も寄せられますので、粗大不燃ごみの有料化に伴ってそういった変化がないかどうか、この際ですので確認をさせていただきたいと思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 まず1点目の、事業系のごみの指標ですけれども、環境省が基本計画にある取組指標としているのが、平成12年度の排出量、表でいいますと1, 231グラム、これと比較して平成27年度までにこの排出量を約20%削減という目標でございます。

平成22年度ではマイナス5.0%、平成23年度では若干ふえる見込みで3.9%、平成12年度に比べるとふえると。これにつきましては、以前からも、また一般廃棄物処理基本計画の中でも記載をしておりますけれども、事業系のごみ、事業活動によって生じたごみでございますので、引き続き商工会、あるいは、そういう各事業所にごみの排出量の減量のお願いを粘り強くしていかなければいけないと考えているところでございます。

それから、次の2点目でございますが、ごみ処理経費の中の最終処分費の増ですが、平成22年度からプラスチックごみの分別によるリサイクルを行ってございまして、処理場の入り口のところに岬町リサイクルセンターを建設いたしました。

その管理の委託料の部分がふえておりますので、平成21年度ではなかったですけども、平成22年度で新たにその委託料がふえたものでございます。

それから、3点目の、吹田と八尾の状況でございますが、ちょっと紛らわしい表現で大変申しわけございません。

吹田市につきましては、1世帯に年間80枚を各自治会を通じて無料で配布。超える場合は、各世帯で購入と。この購入につきましては市販のごみ袋でございます。特に指定のごみ袋は年間の80枚を各自治会を通じて無料で配布しているというもので、世帯で購入いただくものについての指定はございません。

それから、八尾市ですけれども、指定袋で出されたもののみ収集ということで、これは八尾市が作成している指定袋で、無料で配布をしております。

それから、完全従量制、一定量のふえた分についての金額ですけれども、団体ですけれども、完全従量制がこの指定袋制と、徴収方法に記載をしているものが1枚目から有料になるというものでございまして、それがおっしゃるとおり11団体でございまして。

そのシール制が一定量までは無料で、その一定量を超えると有料になるというものでございまして。

それから、5点目の燃え殻の検査なんですけれども、この燃え殻の検査と申しますのは、焼却場から排出された灰の中に含まれる重金属類の検査をしております、フェニックスへの搬入の許可条件の中にあります。

確かにおっしゃるとおり、炉の中に不燃物が入ってしまうと燃えずに残っていきます。これは粗大ごみ、不燃ごみを有料化しなくても従来からそのような傾向がございました。特に変化というのはございませんが、収集においてそういう不燃物が入っているかどうかという目立ってわかるようなものについては取り除いて収集をしているように聞いておりますけれども、ピットの中に入ってしまうと除去できない。ある程度破砕機のほうでふるい落とせるんですけれども、袋を破って、その中にある不燃物については下にある程度落ちるんですけれども、やはり入ってしまうということがございます。ですから、この粗大不燃ごみを有料化したからといって特に変化はございません。

中原委員 1点だけ確認をさせていただきます。

四つ目の質問に対するお答えで、指定袋制というように徴収方法に書いてあるものが完全従量制だという説明でありましたが、上から四つ目の箕面市については、各世帯に一定枚数を無料で配布して、それを超えた分は、その下2行に書かれているような指定袋を購入するという方式だと思うので、これは確かに指定袋ということになりますけれども、これは完全従量制の仲間には入らないと理解してよろしいのでしょうか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 箕面市につきましては、今おっしゃるとおり、一定枚数が無料でございますので、完全従量制ではございません。

中原委員 ということで、箕面市を除いて完全従量制をとっている大阪府下の市町村は11団体と。大阪府下では26%であるということを確認させていただきました。ありがとうございました。

反保委員長 ほかに質疑ございませんか。

小川委員 今回の質疑はこの資料に関してだけですか。

反保委員長 いや、これは議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」の質疑です。

小川委員 先ほどの流れからいったら、この資料に関してだけの質問のように聞こえたんですけど、この議案第93号に対してのすべての質問でいいんですか。

反保委員長 はい、そうです。

小川委員 初めに、平成21年6月からの資料について、波戸元課長、白井部長、膨大な資料を私、個人的に資料請求させていただきましたが、迅速に提出いただきましてありがとうございます。

今、ごみのパッカー車の回収、波戸元課長にお聞きしたいんですけども、一般住民さんはどのような形でごみを出していただいているのか、ちょっとお答え願えますか。すべてじゃなくて結構ですよ。全部というのは把握できてないと思うんで。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 今現在、可燃ごみにつきましては、週2回収集をしております。ごみの搬出について住民さんをお願いをしておりますのは、半透明、または透明のごみ袋で出していただきたいというお願いをしております。

市販の透明、半透明のごみ袋、あるいはレジ袋で出していただいております、黒いごみ袋で出されたものにつきましては収集はしておりません。その場に置いておきます。

また、次回の収集日を過ぎても放置されていたり、住民から通報があるときは中身を確認して、職員が回収したりしております。

また、段ボールに入れたものもありますし、紙袋もございます。その場合も中身を確認して収集をしております。

また、最近、和歌山市の指定のごみ袋が出されているのを見かけます。これにつきましては、文字は書かれておりますけれども透明なごみ袋ですので、そのまま中身が確認できますので、そのまま収集をしております。

小川委員 二、三、町長にお伺いしたいんですけども、私にごみの問題のときに町長の発言で、税金の二重取りだと、ごみの有料化は税金の二重取りだと、そう答弁されたことを記憶してるんですけども、税金については消費税もあればたばこ税、自動車税、ガソリン税、いろんな税金があると思うんですよね。その二重取りという発言のもとに、どの税金から二重に取っているのか、これが1点。

それと、私、この条例改正の無料、有料、この条例改正でいうことを今見ているわけな

んですけども、先日、白井部長に、この45リットルが50円ですか。これについては高いのではないか。もっと単価を抑えて、極端な話、45リットルの袋を仮に5円とか6円で売れないものかと。

例えば、単価を業者さんに抑えてもらって、指定袋を売れないものかと言ったときに、町長は、例え1円で売っても有料は有料だと、そういう発言をされたと聞いております。これについて、どのような考え方が聞きたいんです。2点目です。

それと、先日、竹内委員と奥野委員と和歌山市が指定袋の導入をされております。それで、これ、資料提出になるのかどうか、ちょっと僕はわかりませんが、一応、いろいろ調査してまいりました。

和歌山市の行政の方々に、6人ほど話、会議を持っていただいて聞いてまいりました。これが和歌山市の指定袋です。10枚入って58円、これは和歌山市が規格して、これ以下のものだったら販売したら駄目だという指定袋です。これがレシートついていますが、1袋58円です。

和歌山のコメリで買いました。同じ和歌山のコメリで全く同じ袋です、素材も一緒です。ここに製造元も全部書いている、全く同じ袋で、これは指定袋ではございません。これが文字の入っていない価格が148円です。

そのときに、これは余談なんですけれども、和歌山の市議会議員の先生方、行政の方々と、和歌山市というのはすごい行政努力をしているんだなど。印刷して同じ素材で58円で売れて、印刷していないものが148円。これ、すごい行政頑張っているのだなど、前向きにやっているのだなど。市議会議員の女性の先生、お名前は控えさせていただきますけれども、私、主婦やっているけれども、こんな透明な袋148円で売っているなんて知らなかったわと。だって、「これを買ったら、和歌山市は持ってかえってくれない。この指定袋でなければパッカー車は積んでくれないから、こんなの買ったことないのに、へええ、何とこの無地のほうが高いんやね」という回答で、これ雑談ですけどもお聞きしてきました。

昨日、セブンイレブンで同じものを買ってまいりました。これが1枚12円10銭になるんです。10枚で121円。淡輪のママショップで同じような素材を見つけてきて、118円。ちなみに、阪南市も同じような素材で、これは阪南市は住民に負担を掛けている分が仮に原価から焼却炉の分、人件費の分、ごみ行政に係る分で売って450円で有料化されている。

以上、これ、もしよければレシートも全部ついておりますので確認していただけるんだ
ったら確認してください。

これは資料の話なんですけれども、私が再三申し上げていたのは、仮に岬町が有料化に
踏み込むならば、住民さんはこの価格で買って出しているんだから、なお、この行政側で
業者と話をして幾らかの単価を決めて安く売ってもらえないか、これは再三言ってまいり
ました。

それと、ちょっと話があっちこっち飛びますけれど、和歌山市側に質問をしたのは3点
あります。

1点は、いつから施行したのかと。平成9年から施行した。そのときの状況はどうだっ
たか。約2年ぐらいはすごくごみが減ったと。今もどんだごみは減っている。ただし、
これは指定袋のおかげじゃない、住民の人口がすごい減っている。そのころから約3万人
弱減ったと。だから、ごみが減っているんですよ。

それと、このごみ袋の指定袋をしたときの状況はどうなのかというたら、やはり減った
のごみの質がよくなったのと、それとパッカー車の回収のときの事故が非常に少なくな
った。この2点。

それと、このごみ袋の、ちなみに業者のつくっている原価は幾らだと。これは業者に1
銭も乗せていないし、企業努力もしているけれども、多分、これはしかとした回答はいた
だけませんでした。多分、4円前後だと思いますという回答です。それぐらいだと僕も把
握しております。

だから、私はこの条例の無料化を有料化にするのではなく、指定袋販売制にして、町が
これに対して利益を求めないのであれば、1枚5円なり6円なりで売れるのであれば、私
は有料化であってでも、この150円、140円で買っているのに対して住民さんは負担
軽減できるんじゃないかと、そう思っております。

先ほど、町長に質問した件だけお答え願いたいと思います。

田代町長 2点のご質問かと思いますが、まず、税金の二重取りというお話がございました。
そういう言い方をしたかどうかはちょっと手元に資料がないのでその辺の言い回しについ
てはちょっと確認をしてから答弁をさせていただきたい。

まず、今、ごみ袋の話も各メーカーの、また各売店のいろんな説明がありましたけれど
も、私と小川委員との政策の違いは根底が違うわけなんですよ。

私は議会議員のときから住民の日常生活におけるごみ、し尿、これについては税で賄う

べきだと。ですから、住民に負担を掛けるべきでないということ。もし、そういうことをやるとしたら、恐らくそれは税の二重取りになるよと、こういう答弁はしたかのように思っています。

ですから、全く有料か無料かという問題じゃなくて、これは我々が納めている税金ですね、つまり皆さん方が納めている税金の中からこれは行政がすべき事業だと、こうはっきり私申し上げておきます。

それから、2点目の指定袋の問題については、それはいろいろ各自治体によって違うと思いますけども、私どもが言っているのはあくまで、先ほど申し上げました税で賄うべきだという私の方針でありますので、私はごみ袋を買って出さない、指定袋でなければ取らないと、そういうことは私は一切考えておりません。そういうことです。

小川委員 先ほどの質問ですけども、仮に岬町の住民がママショップで買ったら121円ですけども、この指定袋を仮に5円、6円で販売する。でも、そういう方法を僕は求めたわけですけども、1円でも指定袋を売ったら有料やという発言についてはどうですか。

田代町長 指定袋を指定するということは、少なくとも買わなきゃいけない。そうすると、消費者に対して負担を掛けるわけですよね。その辺が、ちょっと私は違うんじゃないかなと思います。

あくまで、私は消費者が自分でごみ袋がないから買う、高いものを買うのか安いものを買う、それはその当事者の問題だと思いますけれども、それは私は制限することはできないと思います。

ただ、岬町の指定袋という指定をすると、私は幾らかの金が必要ということ、やはり手数料を取ることになるんじゃないかなと、このように思っております。ですから、私は指定袋を指定してまでやらなくてもいいんじゃないかなと、このように。それは消費者が選ぶことであると思います。安いのを買うか高いのを買うか、または無料の袋に入れて出すか、これは消費者の方が判断すべきことと思っています。

ただ、私はあくまでも、ごみ、し尿については、これは地方自治体の行政の責任において、町民から税をいただく、税金をもらうに当たっては、この中に入っておるということ、私はずっとこれを言い続けていると思いますのでご理解していただきたいと思っています。

小川委員 大変申しわけないけれども、私の質問と答弁が大変兼ね合っていないように思うんですよね。最初の税金の問題、有料にすれば税金の二重取り、これはどのように発言したかどうか、今、資料がないので記憶にないと。それは記憶にないのであれば公的資料をやっ

いただいて、私の質問は、どの税金に属するのかと。そうでないのであれば、こういう発言だったというのをまた資料見ていただいて、それで結構です。

まだあるんです。それと、私、2点目の質問については、1円でも指定袋を売ったら有料だという発言をしたかどうかということを今聞いているんです。

田代町長 そのように言ったかもわかりませんね。先ほどから言うように、ごみ袋を住民に買わすということについて、袋を指定するということについては、やはり手数料という形でこれを取っていますね。これは、私の資料がないんで、記憶がちょっと定かでない部分がありますけれども、当時の有料化に決めたいきさつは、今回の第2次循環型社会形成の推進基本計画に基づいて減量目標に差があるという問題があつて、その中で、岬町としては焼却炉が老朽化してきておる。その延命対策をするための基金というのか、そういった意味で、それを1,000万円、炉だけで2,000万円ほど要るんですけど、1,000万円ほど積み立てしていけば、延命対策の財政の軽減になるんじゃないかということの意味で、多分有料化されたように記憶があるんですけども、私は延命化に対する問題とか、そうじゃなしに、ごみを有料化する、し尿を有料化していくということについてが小川委員とちょっと意見が違うということだけご理解していただきたい。

ただ、おっしゃっている内容はわかります。ごみ袋が高い、安い、ここで買った。それを買って出したらいいやないか。おっしゃることはよくわかりますけれども、私は現在、有料化という条例については、条例としては有料化と定めておりますけれども、現実は無料化という推進をやっておりますので、住民が非常にこれを喜んでおられます。そういった意味におけば、今回についてはやはり本来税で賄う施策をとっていくほうが住民のためになるんじゃないかな。また、住民に対してしわ寄せをさせないということになるんじゃないかなと思っております。

小川委員 町長、よくわかりました。

ということは、1円でも町が携わった指定袋を売ることは有料化だと、これは紛れもない、私も一緒やと思います。10円であろうが50円であろうが1円であろうが、売ることにに対しては確実に有料です。そうですよね、そういう回答ですよね。1円でも。

田代町長 何をそう強調されているのか、私は意味がわからないのですが、私は何遍も言っているんですけど、有料化の指定袋、例えば町が指定袋を指定して、それを買わないと収集しないということになると、住民に対してそれだけ負担を掛けることになり、行政がすべきでなく、また、本来税で賄うものを怠ることになるということをやっているんです。

小川委員 どうも、町長ありがとうございます。

そうしたら、私、白井部長にお聞きしたいんですけども、先ほどからの袋の説明は把握していただけましたか。

それと、税金の二重取りということは、ちょっと資料の後の回答ですけども、白井部長は、仮にこの指定袋の製作を、仮に業者を指定し、そして、この指定袋を導入するに当たって、それは1円でも売ったらというのは、これ1円でできるわけがないですわね。和歌山市で調べてきたら4円前後の原価がかかっていると。仮にスーパーで売ってもらうのであれば、仮に1枚1円の利益を乗せて売るとしたら、概略で一番安いところで和歌山で5円80銭です。だから、岬町で仮にこの和歌山市にノウハウを聞いてつくったとしたら6円ぐらいで販売可能かなと、私は思っております。

それを売るということは、町長に対して同じ質問ですけども、これは有料化になって指定袋の販売をすることにおいてという考え方、町長と同じ考え方ですか。お願いします。

白井総務企画部長兼財政改革部長 ごみの袋について、特に指定袋制のお話でございますので、指定袋制につきまして述べさせていただきます。今、ご質問いただきましたように、町が指定袋を作成して、そして住民の方に買っていただくやり方、それについて町長は、この制度は岬町の現行ではなじまないのではないかとということで今説明もさせていただいております。

一方、今、ご紹介いただきました和歌山市の例、これは和歌山市がつくらずに、そして業者に規格を指定して、そして希望する業者につくらせて、住民はその袋を使用してごみの排出を行っていただく。すなわち、その指定袋でないと収集しませんということになっておりますので、両方とも指定袋ということについてはお互いに共通点があるわけなんですけれども、ごみ袋を製作するのに町が主体でつくるのか、それとも業者が主体でつくるのか、その差になりますので、どちらにしましても、今の指定袋を考えますと、有料制の定義の議論からいきますと、有料制というのはそもそも袋の作成原価など、ある一定の処分費等を加算したものが有料化というのが一般的な考え方になっておりまして、今回、委員会追加資料の最後のページにあります府下市町村の状況もその定義に基づいて分類されていると思います。

よって、今回、和歌山市の指定袋というのは袋の作成原価だけで販売されていることになりますので、当然無料化という形で分類されるのではないかと私は考えております。

小川委員 そうしたら、町長の考え方と白井部長の考え方は真っ向から違うという解釈でよろしい

か。

白井総務企画部長兼財政改革部長 今、町長がご答弁させていただきましたのは、あくまでも指定袋を町が作成して販売した場合については、当然それは有料化になりますよということでごさいます、その手法がもう一つあるわけですが、今ご提案いただきました和歌山市の例、それについては、あくまでも無料化制度ということだと思います。

小川委員 僕は、町がつくって町が販売せえなんて、言った覚えはないですよ。業者につくらせて、仮に販売……その原価に販売利益を乗せて、例えばオークワで売ってもらったりっていうことですよ。

だから、町がそれをつくってくれとか、町が販売せえなんて、僕は言っていないと思うんですけれどね。

白井総務企画部長兼財政改革部長 指定袋制の実施手法の違いと思っておりますけれども、二つの実施手法がありまして、今ご質問いただいたのは、和歌山市のやり方で指定袋に基づいてごみ収集を行う、この制度については当然、ごみの有料化ではなく、これはあくまで無料化ということに分類されるのではないかと私は考えております。

中口副町長 特に、今、和歌山市の状況が出ましたので、生活を持っている和歌山市の実態としてちょっと報告させていただきます。

今、小川委員のほうから指定袋の施行が平成9年からという説明がございました。平成9年から施行されているんだと思いつつ、今現在、そうすると和歌山市ではどうなっているかということで、必ず指定袋でないと回収しないかと、収集しないかという実態でございしますが、この平成9年のころからレジ袋が、スーパーのレジのところでは以前は支給しておりましたけれども、一たん、レジ袋は支給しないよという制度になりました。

ところが、やはり、この問題、ごみ問題はかなり和歌山市でも苦勞されて、最近のレジ袋は透明性のレジ袋になっています。それで仮にごみを出せば、和歌山市のごみ収集はしないかという、実態としてはちゃんと透明性のレジ袋であれば回収していただくということで、必ずしも言われているご指摘の指定袋でないと回収しないという実態ではないということをごちよと補足いたしたいと思ひます。

小川委員 副町長、ありがとうございます。その件についても、私ども3人で調査してまいりました。

和歌山市の今の話ですけれども、和歌山市は地元のスーパーに協力を願って、これと同じ素材に、規定内の素材のレジ袋だったらただであげてくれてもいいし、そのレジ袋を売

ってくれてもいいし、それだったらこの規定にしていると同じレジ袋を依頼して、企業に協力してもらって、そのレジ袋もとることになったんだと。

ただし、そのレジ袋には暗号がありまして、リットル数の書いているものは和歌山市は強度にもミリ数も合ったものやという形で、45リットルとか20リットルとか書いているレジ袋でなければ持っていかないという実態です。

先ほど、この説明をさせてもらったときに1点言い忘れたんですけども、岬町のオークワでレジ袋を買ったら、今も2円要ります。これは町長ご存じですか。

田代町長 直接は聞いておりませんが、レジ袋要らないと言ったら2円まけていただくと、このように聞いております。

反保委員長 ほかにございませんか。

奥野委員 先ほどから小川委員のほうからいろいろと質問されているわけですが、その中で、当初から税の二重取りという、今、小川委員からの質問もありました。それに関して、私は少し違った見方の税の二重取りという件でお聞きしたいと思います。

先ほど小川委員からも当初、田代町長が今回のごみの有料化は税の二重取りと、私もそういうような認識でございました。先ほど認識が違ったような感じはしましたが、私は二重取りに関して少し違う思いがあります。

田代町長が以前、町会議員時代に、前の石田町長に対して、平成19年度から始まった超過課税0.3%の超過課税をされて、3年間期限がこられたので、時の石田町長に対して、この超過課税をいつやめられるかというような一般質問などでいろいろと確認されたということを今でも鮮明に覚えているわけですが、田代町長が平成21年10月から現町長ということで2年間、今回2年間になるわけですが、その2年間同じような超過課税を同じように継続されておるわけですね。

ですから、私はこの超過課税こそが標準より0.3%ですか、税が、今回の超過課税こそが本当の税の二重取りというように私は考えるわけですが、町長はその辺どうお考えになりますか。

田代町長 ごみの有料化に対する二重取りという言葉の発言を、私が前後があると思いますけれども、今は固定資産税の超過課税の問題ですので、この内容から見ると、少しここで答弁していいのかどうかということです。

反保委員長 奥野委員、先ほどの。

奥野委員 わかりました。多分、そう来るだろうなと思っておりました。

というのはね、やはり私、この前の質問からもいろいろとさせていただいたんですけども、この超過課税がどういように使われているかという内容なんですよ。

私は、今回のこの超過課税が二重取りと、私は固定資産税を二重取りというように思っております。

ですから、この超過課税分で、その分で保育所の再開もし、移転も考え、工事もしてやっている。ごみのほうも有料化をして、この内容はやはりさらなるごみの減量化とごみの燃却経費の削減、しいてはこの前、鍛冶委員も言われていましたけれど、焼却炉の延命などに。

反保委員長 奥野委員、先ほどの件と同じような。

奥野委員 この前と関係があるから、これは本当に財政が絡んでの問題と私は思いがあります。ですから、本当に将来、町が財政が大丈夫であれば、みんなだれもそんな心配する必要はないんです。ですから、その辺を町長に答弁をいただきたいんですけど。

田代町長 小川委員の質問に同じような答弁になろうかと思うのですが、あくまで ごみ、し尿については税で賄う、これは私が行政の長としては当然だという認識のもとで考えております。このことはご理解をさせていただきたいと思います。

それと、超過課税等の問題の0.3%、100分の1.7ですが、標準税率が1.4%ということなんです。今の税収で言いますと約2億5,000万円程度になるのですが、これをいつになったら廃止するのかということは、私、確かに言ったことがございます。前町長にその質問をしたことがございます。

私はそれを受けて、今回、行革プランにも載っていますとおり、平成25年度、つまり来年平成24年の末には、また議会のほうにご提案させていただいて0.1%、つまり8,000万円程度の超過課税に係る町民の負担を軽くしたい、こういう思いがあります。

それとこのごみの有料化した1,000万円ほど焼却場の延命化ということなんです、これは別問題で、また今後考えていく必要があるのではないかと思います。

だから、私の基本的な考え方は、あくまで当然行政が税で補う事業をあえて別の手数料でご負担をお願いするというのは、いささか問題があるのじゃないかという意味での、私は税の二重取りという言い方をしたかもわかりませんが、そういう意味で申し上げていることをご理解させていただきたいと思います。

反保委員長 奥野委員、ちょっと待ってください。今回、議案第93号は「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」を議題としていますので、出席

の皆さんもこの質問がなじまないと思いますので、委員の皆さんにお諮りしたいと思えますけれど、いかがなものでしょうか。

小川委員 何を話すの。

反保委員長 この質問がこの委員会において適正かどうか、皆さんのご意見をお聴きしたい。

辻下委員 財政問題は総務委員会でこれから何ぼでもあるんやからね、今、奥野委員が言っている超過課税の問題とか、それはもう総務委員会でこれからどんどんやっていったらええと思うんでね、きょうは厚生委員会で、今、委員長が言ったように条例改正、この分にやっばり審議やらんといかんのでね、その点だけ各委員さん、頼んでおきます。

反保委員長 どうでしょうか。

奥野委員 では、ちょっと方向転換して、減量化という内容で質問したいと思えます。それでよろしいですか。

反保委員長 はい。

奥野委員 今まで人口減によって、この資料に基づいてかなりごみも自然減で減量になってきていると思えますけれども、今後さらなる減量化に対する対策を具体的にお示しいただきたいというように思えます。

芦田しあわせ創造部長 先ほど奥野委員から減量化というのは人口減に伴って減量してきたというふうに言われましたけれども、確かにそういう面もありますが、家庭系ごみにつきましてはいきょうお配りした資料を見ますと、やはり1人当たり1日当たりの排出量が人口減以上のペースで減ってるということが平成20年以降に、これはかなり数値として出てきているのではないのかというふうに考えております。

それで、こういうおおむね大体20%の減量化をずっとこの間、この三、四年維持してるわけなんですけれども、今後のさらなる減量化の方法なんですけれども、一つは今、缶、瓶、それからプラスチックという形で分別を一つ一つやってきたわけなんです。

今後、一般ごみ、それ以外の家庭系ごみの中で可燃ごみというふうにされてるごみをさらに再利用できるものについてはそういう方向でまた分別をしていくという形で燃える量、そのものを減らすということが一つ方法としては考えられるのではないかと思います。

もう一つはごみの量自身そのものを、つまり、ごみだという意識そのものを変える必要があるだろうと。極端な話、古い話になるかもしれませんが、例えば新聞紙というのは、今だったら古紙という形で業者のほうに出すんですけれども、極端な話ですよ、昔は、例えばトイレであれをくしゃくしゃにして使っていたというようなこともあるわけで

すよね。

そういうように、再利用できるということが今はもう社会的に使い捨てる時代になってきて、使えるけれどもそれが捨てられるということでごみになってしまうという、そういうような循環になってるんで、その循環を使えるやつは再度使おうよというようなサイクルに変えていくということが、これは岬町単独という形ではできないかもしれませんが、国等の施策等、岬町のこれからの施策というのをうまくリンクさせながらやっていくことが可能ではないかなというふうに考えております。

奥野委員 芦田部長の話以外で、今月の広報誌にも載ってございましたけれども、減量化に向けての家庭用電気式生ごみ処理機の上限が3万円以内の補助金対策がありますが、過去にどれだけの実績があったか、その件数も教えていただきたいというように思います。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 ちょっと今資料を持ってないので、済みません、後ほどお答えさせていただきたいと思います。

奥野委員 資料がないということですが、そんなに多くの方からの申し込みはないように私は思っているわけですが、これぐらいのものであれば、本当の減量という意味では進まないように思っております。

以前にも、何か減量化推進委員だというような何か項目で見かけたことがありますけれども、実際人口減に伴い、いろいろと分別もしていただいています、本当にごみを減らす対策というのが現状ではなされていないというように私は思います。

やはり、そのためにはどのような施策が一番いいのかをもっと前向きに減量のために考えていただきたいと私は思います。

とりあえず、これで一応締めます。

小川委員 もう1点だけよろしいか、簡単に。

19ページの中段、3,000円から4,000円にする、9,000円から1万円にする、この条例改正なんですけれども、これは値上げをすることによって、町の収益になるのですか。それとも、運搬業者の収益になるのですか、どちらかですか。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 これは手数料ですので、町の収入になるものです。

道工委員 いろいろな意見も出ておりますので、本件について、動議として修正案を私のほうから提出したいと思います。

できましたら、休憩をお願いしたいと思います。

芦田しあわせ創造部長 休憩前にちょっとよろしいですか。

実は、これ最初に言えばよかったんですけども、本議会のほうで田島議員のほうから、今の粗大ごみ等の運搬処分にかかわって、軽四トラック1台で単価はどれぐらいやという質問があったと思うんです。

それは議論の場ということで、今、ちょうどその問題が出されたので、ちょっとお答えをしておきたいと思います。

まず、収集についてはキロ当たり109円になりますので、軽四の最大積載量を350キロというふうにしますと、これに350キロを掛けると収集運搬費用は軽四1台当たり3万8,150円というふうになります。それから、処分費ですけども、処分費も、これキロ当たり約29円ですので、軽四の最大積載量を350キロとしますと、これを掛けると1万150円。合計しますと、4万8,300円という数字になります。

反保委員長 先ほど、道工委員から修正案を提出したいがということですので、暫時休憩したいと思います。

皆さん、それでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議ありませんので、暫時休憩とします。

再開時間は1時です。

(午前 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 委員長。

反保委員長 波戸元課長。

波戸元しあわせ創造部住民生活課長 休憩前に奥野委員からご質問のありました生ごみ処理機の補助金の件数について回答させていただきます。平成22年度、8件。23年度については、現在まで4件。計12件でございます。

反保委員長 奥野委員、よろしいですか。

奥野委員 はい。ありがとうございました。

反保委員長 それでは、道工委員から、議案第93号に対して修正動議が提出されておりますので、修正案を配付いたします。

(修正案 配付)

反保委員長 手元に届きましたでしょうか。

それでは、本動議を議題といたします。

修正案の説明を道工委員に求めます。

道工委員 それでは、修正案に対する発議を行います。

議案第93号、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する条例（案）」に対する修正案でございます。

上記の修正案を、別紙のとおり会議規則第69条の規定によって提出をさせていただいたものでございます。

提案理由といたしまして、厳しい社会経済状況の中にある現況から、手数料の改正時期等について、さらなる慎重な検討が必要であると判断をしたもので修正を行いたいというものでございます。

原案（岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部改正）では、第1条と第2条で構成されておりますが、第1条で、臨時ごみの収集及び運搬については350キログラムの車1台につき3,000円を4,000円に、2トンの車1台につき、9,000円を1万円に改正する案でございます。

修正案では、増額改正についてはさらなる慎重な検討が必要であると判断されるため、第1条を削り、第1条を削ることにより、二つの条例をまとめた原案の題名も第2条の条例だけとなることから、修正案の題名は、「岬町廃棄物の減量化及び適正処理の推進に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（案）」と改めるものでございます。

また、第1条がなくなることにより、第2条が第1条となり、第1条の単独の条例となるため、見出しや条名が必要となくなりますので、削るものでございます。

反保委員長 それでは、これより修正案に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

小川委員 ちょっとお尋ねしたいんですけども、2日目の定例議会でこの条例に対して厚生委員会に付託ということで決議になりましたよね。

これを修正するための道工委員からの修正案、これは何ら問題はないんですけども、その場合、本議会で付託案件された議案ときょうのこの修正になった、全然議案が変わってきますよね。これって、別に運営上、何の問題もないんですか。

反保委員長 運営上、これは問題なしという判断をしております。

入口議会事務局 動議出される場合は、動議が優先されることとなりますので、審議については

動議が先行されるようになります。

豊国委員 この動議の件についてよくわかるんですけども、あわせてちょっとお聞きしたいのは、本会議のときに田島議員がちょっと提案してました、この現場に、焼却場に持ち込みという件については議論はできるんですか。また、別のところでしょうか。これ、料金とは別なんですけれども。個人的に焼却炉に持ち込みって、関連での質問になるんですけども。

私も以前からその件はずっと思ってたんですけどね、やはり、これはいろいろな方面から見ても、これはできれば持ち込み可能というようなことを考えていただきたい、このように思います。

反保委員長 担当課から今の答弁。

豊国委員 修正動議出したら、1条を削るとなっちゃうからね、その議論はいかなものか。

反保委員長 ただ、豊国副委員長が言われているのは、今まで持ち込みで取ってくれるのかどうかという田島議員からの質問があったように、その辺をこの際に関連的なもので聞きたいと。

それでは、この動議についての質疑はございますか。

道工委員 ちょっと今、私、発表させていただいた議題の案件のところ、ちょっと私言い間違っていますので、見出しのところ、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等、「等」が抜けています。3行目、それから6行目も適正処理の後ろに「等」を済みませんが挿入しておいていただけますか。

反保委員長 道工委員より、岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正するという、「等」を動議のほうの3枚目のページ、一番上の段です。上から3行目と、6行目ですね。3カ所だけ。

暫時休憩いたします。

(午後 1時12分 休憩)

(午後 1時28分 再開)

反保委員長 休憩前に引き続きまして、会議を再開いたします。

先ほど、道工委員から修正案の説明がございましたが、この修正案に対する質疑を行いたいと思います。

質疑ございませんか。

中原委員 1点お聞きしておきたいと思います。

提案理由に示しておられる、厳しい社会経済状況の中にあるということで、提案の趣旨

として今、住民の皆さんがおかれている暮らしの状況が大変厳しいということから改正の時期、増額の時期についてさらなる慎重な検討が必要であるというように書かれているところであります。

背景、提案された思いと申しますか、背景については理解するものでありますし、共感するものでありますけれども、「さらなる慎重な検討」という表現をお使いということから考えると、いつかの時期には値上げをしていかないといけないというお考えであるのか、できればこの先も負担が避けられるのであれば避けたいという思いであるのか、そのあたりについて提案者のお考えを聞いておきたいなと思います。

道工委員 今、中原委員からのご質問でございますけれども、もちろん、いずれは再度また町のほうから出てくると、提案されるときがあろうかと思いますが、それまでは我々とすれば静観をしておきたい、現状のままでお願いしたいと、こういう意図でございます。

反保委員長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

まず、修正案についての討論を行います。

討論ございませんか。

中原委員 賛成です。

反保委員長 反対ございませんか。

中原委員 ただいま、動議発議ありましたけれども、今回、町のほうから提案のあった議案については、負担増が抱き合わせになっていたものでありまして、従来から町長が掲げられていたごみの無料化を継続するということについては大いに賛同するものでありますし、先ほど来町長のご発言を聞いておりまして、大いに共感するところでもありますけれども、この負担増を同時に持ち込まれるということで賛否については非常に悩ましいと考えているところでありました。

そこに修正案を提案していただきまして、負担をぜひとも避けたいという思いでありますし、提案者のお考えもお聞きしたところでありますので、賛同するものであります。

反保委員長 ほかに、討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、修正案に対する討論を終わります。

次に、原案に対しての討論を行います。

討論ございませんか。

小川委員 反対討論をさせていただきます。

指定袋制の導入によりごみの軽減、ごみの質の改善、また焼却炉の延命、ひいては指定袋の安い販売制度で住民の負担軽減につながると私は思っております。

ただし、厚生委員会資料の20ページの中段、201用指定袋20円、301用指定袋30円、451用指定袋50円を削除していただきたい。

町長は、ただ単に有料から無料にと選挙公約のみを打ち出し、ごみの軽減等については何ら改革を進めておられません。

以上の理由で反対討論とさせていただきます。

ちょっと、訂正だけさせていただきます。

200用、300用、450用、今言ったのは削るんじゃなしに、先ほどの厚生委員会資料の20ページの中段、200用指定袋20円、300用指定袋30円、450用指定袋50円のを検討していただきたい。

以上に訂正させてください。

反保委員長 ほかに討論はございませんか。

奥野委員 私も原案に対して反対の討論をさせていただきたいと思います。

私も財政が全く心配がなければもろ手を挙げての無料化に賛成という思いであります。しかし、現時点での財政での思いがここで申し上げられなかったので、討論で少しお話ししたいと思います。

12月6日の私の一般質問の中でも今後の財政運営について質問をさせていただきました。来年1月の南海電鉄との訴訟結果では75%の交付税で返還されるものの、還付加算金を含めて約1億円以上の基金の取り崩しが必要であります。そして、現時点でも平成23年度予算への行革反映額3億2,400万円に対してまだまだ確定ができておりません。

そして、来年度、平成24年度の予算編成もこれから本格化するにもかかわらず、平成24年度分行財政改革効果額2億3,100万円が全く見えてきておりません。

以上のことから、もっとスピード感を持って取り組まなければならないというように考えております。

今後このような政策で財政健全化をやり直すということをお示しいただきたい

と思います。

現時点での固定資産税の二重取りでの家庭系ごみ無料化には反対であります。

反保委員長 次に、原案に対する賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 反対討論ございませんか。

豊国委員 私は住民の立場から考えて見ますと、文言はどうあれ、やはり安いほうがいいんであって、今、個人的にスーパーなりで買っておりますけれども、先ほどから小川委員の説明で、1枚十何円になるものを和歌山市のようにつくり方によっては5円、6円、そのぐらいでいけるのであれば、そういうようにされるべきだと思います。

ただ、この文言の表現ですけれども、指定袋制、やはり岬町って書いて、言うなれば、町が販売できなければ業者でもいいけれども、10円以下、安いのにして、やはりそういった意識を持ってごみの分別並びに減量、また、ひいては将来のもろもろを考えていくと単にただ無料無料だけではちょっといかんと思うんです。

一般的に市販しているのを買えば、これは町が売っていないけれども、個人的に考えれば有料になっているわけですけれども、やはり、それよりも安くするのがやはり町民のためだと思います。

だから、この文言の20円、30円、50円、これを訂正することを今後検討して、今回の件についてはやはり私は反対しておきます。

反保委員長 次に、原案に対する賛成討論はございませんか。

辻下委員 私は、これ平成21年の、確か平成21年やったと思います。平成21年の補正予算で減量、ごみ有料無料の審議を行ったと思います。確かに平成21年、一般会計補正予算ですね。そのとき、私は無料化で賛成しております。

ただし、今回はそれから後、ごみがずっと見てみますと、この表でも出してくれている表を見ますと、これ、恐らくほとんど少なくなっております。

それに比べて、これをやっぱり、これは要するに業務委託のあり方とか収集方法の改善策とか、そういうことで恐らくこれ減量化が進んでまいっております。

それで、私は今回については賛成といたします。

反保委員長 反対討論ございませんか。

辻下委員 ごめん、私、原案と違って、間違いました。修正願います。

中原委員 議事進行上、先ほどの辻下委員の討論については、修正案に対する賛成というように受

けとめたらよろしいでしょうか。

反保委員長 はい。

中原委員 はい、わかりました。

反保委員長 原案に対する賛成討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

反保委員長 ないようですので、原案に対する討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第93号「岬町廃棄物の減量化及び適正処理等の推進に関する条例等の一部を改正する件」について、原案及び修正案を順次採決を行います。

まず、議案第93号に対する道工委員から提出されました修正案について採決を行います。

修正案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

反保委員長 満場一致であります。

よって、修正案は本委員会において可決されました。

ただいま道工委員から提出されました修正案は、原案に対して全部修正であるため、道工委員から提出された修正案が可決されたことに伴い、審議中の原案は議決不要となりました。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

反保委員長 異議なしと認め、原案は議決不要といたします。

以上で、本委員会に付託を受けました議案8件についてはすべて議了しました。

本日の審議経過及び結果につきましては、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願い申し上げます。

それでは、これで厚生委員会を閉会します。

(午後 2時00分 閉会)

以上の記録が本町議会第4回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成23年12月14日

岬町議会

委 員 長 反 保 多 喜 男